

電気需給約款 更新対象比較表

更新対象：電力低圧用約款 第18条 料金の支払い義務、支払期日および支払期限	
旧版	改定
<p>2.お客様の料金の支払期日は、次の第①号から第⑥号の場合を除き、原則として料金算定日（検針日）の属する月のうち需給契約に定める日（以下「支払期日」といいます。）とします。なお、支払期日が金融機関の休日当該する場合の支払期日は翌営業日とします。</p> <p>①解約となった場合</p> <p>②お客様が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合</p> <p>③お客様が破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合</p> <p>④お客様が強制執行、または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合</p> <p>⑤お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>⑥そのほかの理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあるとエコスタイルが認め、その旨をエコスタイルがお客様に通知した場合</p>	<p>2.お客様の料金の支払期日は、次に定める通りとします。ただし、複数地点の受給契約をご契約いただいている場合は、料金算定日（検針日）によって次に定める支払期日とは異なる場合がございます。</p> <p>① 口座振替の場合</p> <p>(1)料金算定日（検針日）が1～12日の場合：毎月6日引落（休日の場合は翌営業日）</p> <p>(2)料金算定日（検針日）が(1)以外の場合：毎月23日引落（休日の場合は翌営業日）</p> <p>② クレジットカード支払いの場合</p> <p>(1)エコスタイルによるオーソリ申請がカード会社に承認された場合 お客様とカード会社との間のご契約にて定められた日</p> <p>(2)エコスタイルによるオーソリ申請がカード会社に承認されなかった場合 料金算定日（検針日）の翌月末日</p>
<p>3.第2項第①号から第⑥号に該当する場合は、お客様の料金の支払期限は次のとおりとします。</p> <p>①第2項第①号から第⑥号に該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までとします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内とします。</p> <p>②第2項第①号から第⑥号に該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内とします。</p>	<p>3.前項の規定にかかわらず、次の第①号から第⑥号に該当する場合は、お客様の料金の支払期限は第⑦号から第⑧号のとおりとします。</p> <p>①解約となった場合</p> <p>②お客様が振り出し、もしくは引き受けた手形または振り出した小切手が不渡りとなり、銀行取引停止処分を受けた場合</p> <p>③お客様が破産、民事再生、会社更生、特別清算およびこれらに類する法的申請の申立を受け、または自ら申立を行った場合</p> <p>④お客様が強制執行、または担保権の実行としての競売の申立を受けた場合</p> <p>⑤お客様が公租公課の滞納処分を受けた場合</p> <p>⑥そのほかの理由でお客様に明らかに料金の支払いの延滞が生じるおそれがあるとエコスタイルが認め、その旨をエコスタイルがお客様に通知した場合</p> <p>⑦第①号から第⑥号に該当する事由が発生した日までに支払義務が発生し、支払われていない料金（既に支払期限を経過している料金を除きます。）については、該当する事由が発生した日までとします。ただし、その該当する事由が発生した日に支払義務発生日から7日を経過していない料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内とします。</p> <p>⑧第①号から第⑥号に該当する事由が発生した日の翌日以降に支払義務が発生する料金については、支払義務発生日の翌日から起算して7日以内とします。</p>
<p>4.お客様が第2項第①号から第⑥号に該当する事由を解消された場合には、エコスタイルに申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様がその事由に該当しなかったものとみなします。</p>	<p>4.お客様が前項第①号から第⑥号に該当する事由を解消された場合には、エコスタイルに申し出ていただきます。この場合、その事由が解消された日以降に支払義務が発生する料金については、お客様がその事由に該当しなかったものとみなします。</p>